平成30年６月８日（金曜日）

第２回松島町議会定例会会議録

（第１日目）

平成３０年第２回松島町議会定例会会議録（第１号）

出席議員（１４名）

１番	杉原　崇　君	２番	櫻井　靖　君
３番	緑山市朗　君	４番	赤間幸夫　君
５番	髙橋利典　君	６番	片山正弘　君
７番	澁谷秀夫　君	８番	今野　章　君
９番	太齋雅一　君	１０番	後藤良郎　君
１１番	菅野良雄　君	１２番	髙橋幸彦　君
１３番	色川晴夫　君	１４番	阿部幸夫　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長		櫻井公一　君	
副町長		熊谷清一　君	
総務課長		千葉繁雄　君	
財務課長		佐藤　進　君	
企画調整課長		佐々木敏正　君	
町民福祉課長		太田　雄　君	
健康長寿課長		児玉藤子　君	
産業観光課長		安土　哲　君	
建設課長		赤間春夫　君	
会計管理者兼会計課長		鳶平義弘　君	
水道事業所長		岩渕茂樹　君	
危機管理監		蜂谷文也　君	
子育て支援対策監		本間澄江　君	
総務課総務管理班長		櫻井和也　君	
教育長		内海俊行　君	
教育次長		三浦　敏　君	

教　育　課　長	赤　間　隆　之　　君
選挙管理委員会事務局長	伊　藤　政　宏　　君
代 表 監 査 委 員	丹　野　和　男　　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	千　葉　義　行	主　　査	菊　地　磯　子

議　事　日　程　（第１号）

平成３０年６月８日（金曜日）　午前１０時　　開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

〃　第　２　会期の決定

６月８日から６月１３日まで６日間

〃　第　３　諸般の報告

〃　第　４　常任委員会の所管事務調査報告

〃　第　５　報告第　１号　平成２９年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第　６　報告第　２号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃　第　７　報告第　３号　平成２９年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃　第　８　報告第　４号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

〃　第　９　報告第　５号　平成２９年度松島町水道事業予算会計繰越計算書について

〃　第１０　議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例の一部改正)

〃　第１１　議案第３３号　専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正)

〃　第１２　議案第３４号　専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正)

〃　第１３　議案第３５号　松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(提案説明)

〃　第１４　議案第３６号　平成３０年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案

説明）

〃　第１５　議案第３７号　平成３０年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第１６　議案第３８号　平成３０年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第１７　議案第３９号　平成３０年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について（提案説明）

〃　第１８　議案第４０号　工事委託に関する協定の締結について（提案説明）
【仙石線高城町・手樽間第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事】

〃　第１９　議案第４１号　工事請負契約の締結について（提案説明）
【町道根廻・磯崎線高城こ線橋桁製作工事】

〃　第２０　議案第４２号　物品売買契約の締結について（提案説明）
【防災行政無線戸別受信機等備品購入】

〃　第２１　議案第４３号　松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

〃　第２２　議案第４４号　松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

〃　第２３　議案第４５号　松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

〃　第２４　諮問第　１号　松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

〃　第２５　諮問第　２号　松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

〃　第２６　諮問第　３号　松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

〃　第２７　諮問第　４号　松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

〃　第２８　諮問第　５号　松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前１０時００分　　開　会

○議長（阿部幸夫君）　皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る４月１日付の執行部職員の人事異動による職員紹介をしたい旨の申し出がありましたので、これを許したいと思います。副町長からご紹介願います。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　皆さん、おはようございます。

それでは、４月１日の職員の異動に伴う紹介をさせていただきたいと思います。皆さんから向かって右手、私の隣になります千葉繁雄総務課長です。

○総務課長（千葉繁雄君）　千葉です。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　その隣が佐藤進財務課長です。

○財務課長（佐藤　進君）　佐藤です。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　私の後ろにいきまして、佐々木敏正企画調整課長です。

○企画調整課長（佐々木敏正君）　佐々木です。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　その後ろになります。蜂谷文也危機管理監です。

○危機管理監（蜂谷文也君）　蜂谷です。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　その隣が本間澄江町民福祉課子育て支援対策監です。

○子育て支援対策監（本間澄江君）　本間です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　向かって左手に移ります。三浦　敏教育次長です。

○教育次長（三浦　敏君）　三浦でございます。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　教育次長は、宮城県教育委員会からの派遣となります。赤間隆之教育課長です。

○教育課長（赤間隆之君）　本間でございます。よろしくお願いします。

○副町長（熊谷清一君）　岩渕茂樹水道事業所所長であります。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　岩渕でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副町長（熊谷清一君）　以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部幸夫君）　それでは、平成30年第２回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。－－－－－－－さん、外３名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、８番今野章議員、９番太齋雅一議員を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長（阿部幸夫君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月13日までの６日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月13日までの６日間に決定をいたしました。

日程第３　諸般の報告

○議長（阿部幸夫君）　日程第３、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　本日、第２回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

初めに、本日平成30年３月議会定例会でご審議、承認をいただきました松島町障害者計画及び松島町高齢者福祉計画、第７期介護保険事業計画、外５件の資料をお配りさせていただきましたので、お目通しいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が５件、専決処分の承認が３件、条例の一部改正が１件、平成30年度補正予算が４件、その他の議案が３件、人事及び諮問案件が８件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成30年３月２日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてでありますが、３月２日に、第１回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において松島町障害者計画及び松島町高齢者福祉計画、第７期介護保険事業計画、松島

町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定、平成29年度一般会計予算等の議案をご審議いただき承認をいただきました。

３月３日には、岐阜県大垣市において、奥の細道日本遺産登録推進シンポジウムが開催されました。奥の細道にまつわる歴史や魅力などを伝え、まちづくりやイベントなどについて語り合われ、同日及び翌日にはおおがき芭蕉楽市及び元気ハツラツ市が開催され、奥の細道ゆかりの自治体が集まり観光や特産品のＰＲをいたしました。また、松島町ブースにおいては、焼きガキに長い列ができるほどの盛況でありました。大垣市からは大震災以降職員の派遣など、多くのご支援をいただいており、派遣職員の方々にも会場に足を運んでいただいております。

３月23日には、宮城県の圃場整備事業である農山漁村地域復興基盤総合整備事業手樽地区復興安全祈願式が開催されました。宮城県、町関係者、改良区関係者、請負業者で構成された災害防止協議会関係者等に仙台地方振興事務所から事業概要の説明がなされました。なお、当該整備事業の工期は、平成32年までとなっております。

４月６日には、春の交通安全町民総ぐるみ運動出発式が行われ、交通事故防止の徹底を図るため、町内全域に向けた交通安全広報活動を実施しました。当町においては各種団体の活動もあり、本年３月４日に交通死亡事故ゼロの1,730日を達成し、宮城県知事から褒状をいただきました。

４月16日から23日までフランスにおいて、第13回世界で最も美しい湾クラブ世界会議が開催されました。今回新たに長崎県の九十九島湾とイスラエルのエイラト湾の加盟が認められ、現在の加盟数は全26の国、43の湾となりました。本会議において、2019年世界会議の開催地が富山県に決定し、日本国内での活動が活発化していくことが期待されることから、国内湾での連携を図ってまいります。

５月11日には、行政区長会議を開催し、本年度の主要事業等を説明し、活発な意見や地域の状況、要望等をいただいております。なお、本会議において行政懇談会を開催することも説明し、６月から７月にかけて実施いたします。

５月19日、20日には、町内の各小学校で運動会が開催されました。天候の影響で一部の小学校で開催日が変更になりましたが、仲間の熱い声援を受けた児童たちは真剣に勝利を目指し、頑張る姿がとても印象的な運動会でありました。

６月３日には、町民グランドにおいて、第58回町民ふれあいスポーツ大会が開催され、町内12行政区から集まった町民の方々が各種競技に参加し、親睦を深めました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君）　これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げます。

１、出納検査・監査についてであります。３月22日、４月20日、５月21日に例月出納検査の報告をいただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでございます。

２、請願・陳情・意見書等の受理は１件であります。内容は記載のとおりであります。

３、請願・陳情・意見書等の処理は２件であります。内容は記載のとおりであります。

４、行政視察についてであります。４月26日に栃木県那須町議会、議会広報特別委員会、５月７日に大分県九重町議会議会運営委員会、５月15日に山形県河北町議会議会運営委員会、５月21日に広島県廿日市市議会建設常任委員会が行政視察のため来町しております。

５、会議等であります。３月２日の平成30年第１回松島町議会定例会を含め総件110件の委員会、各種会議、行事等がございました。詳細は記載のとおりであります。

６、議会だよりの発行です。５月１日に松島町「まつしま議会だより」第134号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

７、委員会調査についてであります。この期間においての委員会活動は総務経済常任委員会以下、記載のとおりであります。各委員会委員、所管事務担当職員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

８、議員、委員派遣についてであります。５月28日の全国町村議会議長会主催、平成30年度町村議会議長・副議長研修については、私と副議長が出席しております。内容は記載のとおりでございます。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第４　常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（阿部幸夫君）　日程第４、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

教育民生常任委員会から教育保育所関連施設の実態調査について報告を求めます。澁谷秀夫委員長。

○７番（澁谷秀夫君）　おはようございます。

教育民生常任委員会所管事務調査についてご報告申し上げます。

調査事件。教育・保育関連施設の実態調査について。

調査期日・場所につきましては、平成29年12月18日から平成30年４月17日まで記載のとおりでございます。

出席委員は、教育民生常任委員会委員７名でございます。

調査の概要でございます。

本町の子育て支援対策は、松島町長期総合計画の重点戦略の一つである。その子育て支援対策における児童福祉においては、安心して子育てできる環境の整備が求められ、学校教育においては、自然や歴史を学び豊かを育むことができる教育環境の充実が求められている。

当委員会では、本町の児童福祉、学校教育を取り巻く環境の実態がどうなっているか、課題としてどんなことが挙げられているか、それに対する対策としてどのようなことが行われているか等々について、町内の各小・中学校、幼稚園、保育所の現地視察を行い調査した。

調査の内容。

町内の各小・中学校、幼稚園、保育所の施設内外を視察し、その後に備品の充足度や施設の修繕など、管理状況について聞き取り調査を行いました。調査結果については、以下のとおりであります。

松島中学校。

防犯カメラが旧式であり、画像が不鮮明。西側昇降口のドアを開閉する際、ふぐあいがある。

松島第一小学校。

バックネットの老朽化が著しい。百葉箱が使用されず放置されており、腐食している。屋外用トイレは男女兼用となっており、使用を躊躇する状態にある。家庭科室の椅子が傷んでいる。給食用ダムウェーターに段差があるため作業に危険が生じている。

松島第二小学校。

校庭周囲のフェンスに腐食箇所がある。校庭に段差があり、水はけが悪い。敷地内に不要物が散見され、雑然としている。校舎の外壁に塗装剝離が見られる。体育館の水銀灯に幾つかふぐあいが見られる。体育館校舎側通用口ドアを開閉する際、ふぐあいがある。

松島第五小学校。

プール脇フェンスの支柱が腐食している。敷地内にあるシダレザクラが老木のため、倒れるおそれがある。プールろ過機の老朽化が進んでいる。

松島第一幼稚園。

給食室と職員室が雨漏りしている。落雪対策が不十分。遊戯室の音響設備が不十分。職員専用トイレがない。玄関前の舗装面に段差がある。教室の暖房設備で使用不能箇所がある。廊下の床に剝離箇所がある。

松島第二幼稚園、高城保育所分園。

手洗い場の床に傷みがある。テレビの映りが悪く、災害情報などの入手が困難である。第３倉庫が雨漏りしている。

松島第五幼稚園。

園庭に鉄棒がない。園庭で使用する備品を収納する収納庫がない。園舎の外側部分、木造部分が変色している。

高城保育所。

敷地内にある樹木が隣地に出ている。トイレ周辺に漏水箇所がある。お昼寝用カーペットが古く衛生的ではない。

磯崎保育所。

建物が傾き雨漏りするなど老朽化が著しい。送迎のための駐車場がない。

松島保育所。

全体として収納スペースが少ない。

施設共通。

さび等により腐食箇所がある遊具類が散見された。エアコンの整備が不十分。防犯カメラが設置されていない。トイレの洋式化がおくれている。職員トイレに疑似音装置がない。小学校と幼稚園に直通する連絡手段がない。

まとめであります。

教育民生常任委員会では、本町の児童福祉及び学校教育を取り巻く環境の実態と課題について、直接現地に足を運び調査を実施した。上記に列挙した各施設や施設共通の現状を鑑み、各委員から改善点や見直しすべき点について意見が出されたので、町当局に対し以下の項目について提案するものである。

①予算について。

各施設とも消耗品費が縮減されており、現場は対応に苦慮している。必要な予算措置が講じられるよう望む。

また、小学校の修学旅行の負担金額については、一小が１万9,200円、二小が２万376円、五

小が２万6,600円と負担金額に差が生じている。負担金額が平準化されるよう望む。

②危機管理について。

危機管理については、各施設とも真剣に捉えており、防火、防災訓練については、年内を通じて実施している。さらなる危機管理意識の向上を図るため、なお一層の内容の充実を望む。

防犯については、各施設とも防犯カメラが設置されていないので、早急な設置が望まれる。また、第二幼稚園については、第二小学校体育館脇を通れば外部から直接進入できる。外部からの侵入を防ぐため、門扉等の設置が望ましい。

③修繕箇所について。

修繕箇所等については、下記の措置を講じることを望む。

松島中学校西口及び第二小学校体育館校舎通用口のドアが開閉する際、ふぐあいがあるので修繕が必要と考える。

第一小学校バックネットについては、腐食が見られるので撤去し、新設することを望む。

第一小学校家庭科室の備品については、椅子など破損しているものが見受けられた。備品の更新を望む。

第一小学校給食用ダムウェーターについては、段差があり、作業に危険が伴うので、安全確保の観点から早期に段差を解消すべきと考える。

第二小学校外壁に剝離が見られるので、屋根の排水対策と合わせて修繕することを望む。

小学校と幼稚園間をつなぐ通信設備がない。災害時を想定し電話以外で直接連絡を取り合える通信設備の設置を望む。

幼稚園、保育所でのエアコン整備を望む。（特に３歳未満児教室）

遊具（特にブランコ）については、さびなど腐食箇所が散見されたので、安全確保の観点から腐食を防止するための修繕、改修を望む。

洋式トイレの増設及び職員トイレの疑似音装置の設置を望む。

放送設備及び水銀灯に不備が見られた。各学校において定期的な点検が必要である。

以上で報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君）　澁谷秀夫委員長の報告が終わりました。

報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第５　報告第１号　平成２９年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君）　日程第５、報告第１号平成29年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第１号平成29年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

１款議会費１項議会費の議会史編さん・発行事業につきましては、編さんに係る資料の収集と内容確認に時間を要したため、年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年10月下旬までに完了見込みとなっております。

２款総務費１項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、復興支援定住促進事業補助金及び津波被災住宅再建支援事業補助金の対象住宅の施工時期調整のため繰り越した事業であり、平成30年６月下旬までに完了見込みとなっております。

６款農林水産業費３項水産業費の漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、古浦漁港における工事施工方法について、ＪＲとの協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

８款土木費２項道路橋梁費の国道45号照明灯移設事業につきましては、関連する国道歩道整備事業のおくれにより年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年５月に完了しております。

橋梁補修事業につきましては、入札不調による設計見直しに時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

道路附属物点検事業につきましては、点検内容についてＪＲとの協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区避難路整備事業及び高城・磯崎地区避難路整備事業並びに町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきましては、施工内容についてＪＲとの協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

町道手樽・富山駅線道路整備事業につきましては、町地買収手続に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっておりま

す。

町道高城・松島線外３路線道路整備事業につきましては、瑞巌寺が実施する事業との調整日に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

５項都市計画費の都市計画マスタープラン策定事業につきましては、平成30年５月の都市計画決定を予定とし、県が策定中の上位計画内容を反映させるために繰り越した事業であり、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

根廻・磯崎線道路整備事業（根廻地区）につきましては、事業区域の一部が松くい虫防除事業と重複しており、手続に係る林野庁との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎地区）につきましては、県道交差点改良工事に関する県との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

６項住宅費の宅地かさ上げ等事業費補助金につきましては、対象住宅が年度内に完成しないため繰り越した事業であり、平成30年８月下旬までに完了見込みとなっております。

耐震対策緊急促進事業につきましては、補助対象建築物の施工時期調整のため繰り越した事業であり、平成30年８月下旬までに完了見込みとなっております。

９款消防費１項消防費の防災マップ作成事業につきましては、県が高城川等の新しい洪水浸水想定区域を平成30年６月に公表予定であることから、公表内容を反映させるために繰り越した事業であり、平成30年７月下旬までに完了見込みとなっております。

10款教育費３項中学校費の中学校吹奏楽器購入につきましては、寄附採納により３月補正に予算計上し実施した事業で、納期に時間を要したため繰り越した事業であり、平成30年５月に完了しております。

11款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、松島大橋災害復旧工事に関する支持地盤について当初想定より浅く硬かったことから施工方法の検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年１月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君）　説明終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　２ページ、マスタープランなんですけれども、報告あるということなんですけれども、２段目に「県が策定中の上位計画内容」、この内容を変更したために繰り越した事業であるというふうに報告になっておりますけれども、この県の上位計画というのはどういったものを指すのか、お願いいたします。

○議長（阿部幸夫君）　佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君）　上位計画となりますのは、宮城県でもあわせまして現在都市計画区域のマスタープランを策定しております。こちらにつきましては、本年30年５月15日に宮城県で告示を行ってございます。ですので、上位計画である宮城県のマスタープランの告示に合わせて町の計画にも盛り込みますので、こちらに合わせて繰り越したものとなっております。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　ということで、松島にはどういったものがかかわるんですか。松島町には。

○議長（阿部幸夫君）　佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君）　現在松島では、仙塩広域都市計画区域の見直しを行ってございます。新たに市街化調整区域の編入でありましたり、あとは工業用地の一般保留という形での区域の盛り込み、また地区計画のほうも現在進めておりますので、それらを今度の都市計画マスタープランに盛り込んでおります。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。報告を終わります。

日程第６　報告第２号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君）　日程第６、報告第２号平成29年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第２号平成29年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款事業費１項下水道建設費の松島浄化センター長寿命化改築事業につきましては、入札不

調により契約に時間を要し年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年12月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区外下水道事業につきましては、松島橋災害復旧事業との施工時期調整により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

長田排水区雨水管渠築造事業につきましては、長田雨水ポンプ場建設工事との施工時期調整により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年10月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。12番髙橋幸彦議員。

○12番（髙橋幸彦君）　３番目の長田排水区雨水管渠築造事業、ポンプ場も今建設中なんですが、これは10月下旬までに完了見込みで実際稼働するのはいつごろになるのか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（阿部幸夫君）　岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

長田の排水区につきましては、現在ポンプ場と管渠のほうを同時に行っております。管渠につきましては10月下旬ということで、本体につきましては本年度末完成ということでございますので、実際の稼働というのはそこの引き受けを受けてからの稼働という予定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　髙橋幸彦議員。

○12番（髙橋幸彦君）　年度越えて平成31年度になるということでよろしいんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　本年度中でございますので、平成31年の３月までに完成を見込んでおりますので、そちらからあとは引き受けをしまして、あとは稼働するというような予定でおります。

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　２款の事業費、入札不調というのは、原因は何なんですか。

○議長（阿部幸夫君）　岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　２款の部分、松島浄化センター長寿命化改築事業でございます

が、こちらにつきましては、下水道事業団のほうに発注した案件でございまして、機械設備工事の入札につきまして不調がございましたので、こちらで年度内の部分の完了が見込めないということで繰り越しをさせていただいたというものでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　だから、入札の不調の原因は何ですかということ。

○議長（阿部幸夫君）　岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君）　不調の原因につきましては、まずは公告をさせていただきましたが、まずは業者が集まらなかったことがまず第一でございました。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第７　報告第３号　平成２９年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君）　日程第７、報告第３号平成29年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第３号平成29年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

６款農林水産業費３項水産業費の漁港・海岸保全施設築造事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、銭神漁港防潮堤整備工事において想定岩盤線の位置が違っていたことによる工法見直しに時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

８款土木費２項道路橋梁費の町道手樽・富山駅線道路整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、東北電力との避難誘導灯電柱共架協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

５項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻側）につきましては、事業区域の一部が松くい虫防除事業と重複しており、手続に係る林野庁との協議に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年５月に完了しております。

11款災害復旧費２項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、松島大橋災害復旧工事に関する支持地盤について当初想定より浅くかたかったことから施工

方法の検討に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年１月下旬までに完了見込みとなっております。

漁港施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、隣接する銭神漁港防潮堤整備工事におくれが生じ、施工時期調整により年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。13番色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君）　このように復興事業の中で入札の不調から調整から、そういうことで繰り越し、さらに事故繰越しと、このように仕方ない部分もあるかもしれません。しかしながら、このように松くい虫から、こちらに電力さんいるので言いにくいんですけれども、電力との協議とか、こういうのは当然わかっている事業でございますので、そういうものを何で早くこういう協議できないのかなと、事故繰越しまで。やっぱり生活の足、仙石線のこういう生活の密着したところですから、こういうものをやっぱり事故繰越ししないような計画の段階でやっぱりやっていただきたい。それが地域住民に一日も早く安心して暮らせるまちづくりだと、こういうことだと思うんですよ。そういうこと、今さらこういうこと言ってもしようがないんですけれども、やっぱり大変言いにくいんですけれども、安易に事故繰越しとか、そういうものというのはこれから極力やめていただきたい。早く直していただきたい。そういう思いでございます。どう考えますでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　事業をやる際に想定される協議関係はあらかじめ設計段階で進めているつもりでございます。岩盤線の変更があったりとか、急激な岩盤線の落ち込みとかあれば、その辺はその時点で変更せざるを得ないという形になっております。

あと、根廻・磯崎線の松くい虫の関係も事業が入りまして、設計段階でもうわかっておりました。協議を進めておりましたけれども、林野庁との協議という形で当初につきましてはお金を返す方向で考えておりましたけれども、何とか返さない方法でできないかということで協議を進めて時間がかかったものであります。今後につきましてもわかるものにつきましては、事前に協議を早目に進めまして、事故繰越し、繰り越しが生じないように努力してまいりたいと思います。以上でございます。（「お願いします」の声あり）

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他にございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　私もそう思っているんですけれども、避難誘導灯の電柱共架の協議、まず電柱とその誘導灯の関係になるもので、具体的にどういうことで協議がおくれているんですか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　避難誘導灯につきましては、普通の防犯灯と違いまして、停電時でもある程度つくようにバッテリー内蔵で蓄電式の誘導灯となっております。ＮＴＴさん、あと電力さん、おのおの共架をさせていただきたいと思っておりますけれども、電力さんに関しましては、河川の維持関係、そちらの妨げになるということで、なかなか蓄電池があるものについては許可が得られない状態となっておりました。その関係でＮＴＴさんは共架する形になっておりますけれども、それにならない部分の電力さんの部分は単独柱としてつけておりましたので、その単独柱の発注が間に合わなかったという形になっております。基本的には単独柱、バッテリーがつくものは単独柱、あとはＮＴＴさんに架設という形で計画は今直しておりますので、今後そういったものについてはおくれが生じないものと考えております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　計画の段階ではそういうものを含めないでやったということでこういうふうに出てくるのですか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　当初電力さんと協議したときにはいいですよという話を受けておりましたけれども、最初のほうは共架したのもありました。ただ、それから再協議いたしまして、蓄電池があるものについては共架しないでほしいという形の報告があったものでございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　ちょっと言いにくいですけれども、最初の段階でいいと言ったものを何でということになるんだと思うけれどもね。やっぱり計画の段階からきちっとそういうものをやればこういうおくれは出てこなかったのではないかというふうに思いますので、今後そうした場合に気をつけていただきたいというのと、それからもう一点は根廻の磯崎線の道路と松くい虫防除事業の重複ということで、これも具体的にどういう状況なんですか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　根廻・磯崎線の松くい虫防除につきましては、松くい虫の防除で、

松の木の伐採を事前に行っているという形になっております。それが美映の丘の接続部分あたりですね。今道路ができている部分の接続部分あたりなんですけれども、その区間で事業が入っておりまして、国庫補助金が入っているという形になっておりました。その辺の確認をさせていただいて、当初は返還金が生じるのではないかという形だったんですけれども、国と協議をいたしまして返還金を生じなくても大丈夫だという形まで持っていったということで時間がかかったものであります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　確認ですけれども、伐倒する場合の補助金があるよということで、工事でやってしまうと、ということなんですか。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　以前に事業入って、もう伐倒している区域という形のところに今回改めて工事が入っていったということで、補助金の返還が生じるという形になっております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　返還が出てくるかもしれないので工事がおくれたということ。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　その辺の返還関係とか、以前に事業をやった区域に道路をつくるということで協議を進めたので工事がおくれたという形になります。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君）　これも要望になるんだけれども、やっぱり災害復興工事だからね、できるだけスピーディーにやってあげたほうがいいと思うの。事前にちゃんと協議をするときにきちっと協議をしていけば実はこうだった、こういう障害が出てきたみたいなことにならないのではないかと思うんですけれども、いろいろ幅広い関係者との協議があって、そういうふうになっていくんだと思いますけれども、できるだけスピーディーに進むようにお願いしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めて報告を終わります。

日程第８　報告第４号　平成２９年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算

書について

○議長（阿部幸夫君）　日程第８、報告第４号平成29年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第４号平成29年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の提案理由を申し上げます。

２款事業費１項下水道建設費の松島地区外下水道事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、ポンプ場土木工事の入札不調等により土木工事の契約に時間を要したため全体工程がずれたことにより年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成30年12月下旬までに完了見込みとなっております。

３款災害復旧費１項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業で、雨水ポンプ場整備に係る都市計画決定に時間を要したため年度内完了が見込めず繰り越した事業であり、平成31年３月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計の事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第９　報告第５号　平成２９年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（阿部幸夫君）　日程第９、報告第５号平成29年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　報告第５号平成29年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

１款資本的支出１項建設改良費の根廻・磯崎線道路改良工事に伴う配水管移設工事につきましては、町発注の道路改良工事との工程調整に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業でありますが、平成30年９月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業会計の予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君）　説明が終わりました。報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認め、報告を終わります。

日程第１０　議案第３２号　専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改正)

○議長（阿部幸夫君）　日程第10、議案第32号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第32号松島町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）が、平成30年３月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年４月１日から施行を要するものについて専決処分したものであります。

本条例の主な改正内容でありますが、法人町民税につきましては外国子会社合算税制の見直しに伴う税額控除及び納期限の延長に係る延滞金の計算期間の特例の取り扱いについて、また、固定資産税につきましては、現行の土地負担調整措置について平成30年度から平成32年度まで３年間延長したものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　それでは、ご説明させていただきます。

主な改正事項につきまして条例に関する説明資料の２ページをお開き願いたいと思います。

まず、条例第48条の改正につきましては、法人町民税に係る外国子会社合算制度の見直しに伴う税額控除の創設に伴うものであり、外国子会社合算税制とは日本の法人が出資する外国子会社が税率の低い国で所得を得た場合の租税回避地を抑制するため、その外国子会社の所得を日本の親会社に合算して日本で課税する制度でございますが、その外国子会社が所在地に源泉がある場合、所得税等が発生し、日本と二重課税が生ずるため、回避措置として外国子会社に対して課された日本の税額より法人税及び地方法人税から控除し切れなかった金額

を法人住民税の額から控除することについて規定したものでございます。

なお、本町においては昨年度までの状況ではこのような法人については見受けられない状況でございます。

次に、条例第52条の改正につきましては、法人住民税の納期限の延長があった場合の延滞金の計算期間の取り扱いであり、下に例で図示しておりますが、①の当初申告がなされ、納付すべき税額が100万円で、100万円が納付され、その後に②の減額更正し、税額が70万と30万円還付となり、またその後にさらに③の修正申告により税額が120万円となった場合、延長後の納期限前に70万円の税額は納付されておりますので、増額分の50万円について延長期間のｂの期間で計算するものでございます。

なお、本町において確認できる範囲でございますが、昨年度までこのように当初申告、その後に減額更正、さらに修正申告という法人は見当たりませんでした。

次に、３ページになりますが、附則第11条から４ページの附則第13条第１項の改正につきましては、固定資産税の関係でございまして、現行の仕組みの土地の負担調整措置を３カ年延長する改正等であります。この負担調整措置とは、バブル期の地価の上昇に市町村の評価が追いつかなかったことなどにより、これを是正するために平成６年度に評価の均衡などを目指して導入されたものであり、その仕組みを長い時間かけて評価価格に対し税負担の高い土地につきましては引き下げまたは据え置きと。逆に価格に対して税負担が低い土地につきましては緩やかに負担を上げていきながら税負担の均衡を図るものでございます。

４ページになりますが、４ページの附則第15条につきましては、特別土地保有税関係であり、固定資産税と同様の趣旨による改正でございます。

なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度税制改正より課税停止となっております。そのほかの改正につきましては、地方税法、地方税法施行規則等の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。ここで質疑に入ります。質疑ございませんか。８番今野章議員。

○８番（今野　章君）　８番今野でございます。

今回地方税法の改正に伴って町税条例の改正も行うということで、今説明にもありましたけれども、まず一つは附則第11条の関係で負担調整措置、調整措置を今後３年間また延長すると、こういうことになるわけでありますが、いわゆる激変緩和措置を行うということに関連

しましてお伺いをしたいと思うんでありますが、本町における固定資産税の評価基準となるポイントですね。これはどれぐらいあるのかですね。一般的には公示地価ということで町内三、四カ所報道等ではアップされているんですが、実際上、町内では何カ所ぐらいポイントを設けて賦課しているのかというところについてまずお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　評価するに当たっての多分、標準の土地のポイント数というご質問だと思うんですが、評価するに当たって町内では宅地が111カ所、あと市街化農地が２カ所、田１カ所、畑１カ所、あとゴルフ場用地１カ所ということで、合計で114カ所ということの状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。

それから、今回といいますか、震災がありまして、避難道路等、これがずっと整備をされてきております。拡幅になったり、あるいは新設されたりと、こういうことが町内で起きているわけでありますが、そのことによって路線価等々あるかと思いますが、そういうことを要因とする評価の上昇した路線といいますか、何カ所ぐらいあるのか、例えばというところで何カ所か名前、路線挙げていただければ助かるんでありますが、その辺についてお聞かせください。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　今回の評価で路線価が上がったところなんですけれども、路線価のときにいわゆる工事が完成している道路というか、避難道路というか、そちらが今回のやるときの対象になりまして、完成した道路ですと、松高のグラウンド脇のところですか、ちょっと町道名申しわけないですが、あそこは道路完成しておりますので、そちらの周辺と、あと犬田の旧安田火災からの霞ケ浦ですか、あの辺が道路完成している部分、あの周辺と、あと根廻・磯崎線の磯崎側ですか、ＪＲから県道側というか、完成している部分ということで、評価時点で工事が完成している部分、そちらについての路線価が上がったのがその３路線と、また、石巻信用金庫の高城町の中とかですか、あとは東浜のパシフィックホテルから高城川におりる部分、あそこの道路も完成しておりまして、そちらについては新規に路線価を付設したということで、３路線が上がっている。あとは新規に２路線を路線価付設したというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　新たに路線価をつくったところもあれば実際上評価基準が上がったというところもあるということになるかと思うんですが、それで全体として評価がえに伴う固定資産税の影響額といいますか、負担増額というのは本町においてはどれぐらいになるのか、もしわかれば宅地、家屋、あるいは商用地、農地というふうになっているかと思うんですが、それぞれで全体額わかれば教えていただけないでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　税額というか、固定資産税の評価がえに伴ってということでございますけれども、宅地で約420万円の減と、あと商業地で約170万円の減と、あと農地で約５万円と、家屋で約2,000万円の減ということで、そういう形での減になっているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　確認ですけれども、今農地５万と言ったんですが、これは減なのかどうかですね。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　大変申しわけございません。農地につきましても減でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうすると、全体として評価がえの中で減収になると、こういうことでよろしいんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　ちょっと今野議員さんのご質問にあったように全体としては減収になるという見込みでございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。

それから、家屋の評価をするに当たって、私も磯崎にうちを建てて25年ほどになるんですが、固定資産税の減額というのがだんだん少なくなっていくといいますか、こういうことが起きるわけなんですが、実際上、家屋等の固定資産税の償却といいますか、これは実際上、どんなふうに行われていくのか、余り細かくでなくていいので、大ざっぱで結構ですので、どれぐらいで最低下限までたどり着いてしまうのか、その辺について教えていただきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　家屋の下がりが、下限というお話だと思うんですが、あくまでも専用一般住宅のお話をさせていただきたいと思うんですが、今野議員さんご存じのように、住宅建設のときに職員が家屋調査ということで実施して、そちらで評価を決定するということになります。それで下げていくわけなんですが、その評価額の20％、いわゆるコンマ２まで下がるということになります。ただその20％までの下がる年数ですけれども、ちょっと専門的な話になるんですが、家屋調査のときの点数とかいろんな関係がございまして、物というか、建設金額とかでいろいろ異なるわけなんですが、木造の一般住宅であればおおむね大体20年から25年経過すれば20％ぐらいまでは下がるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうすると、うちも大体下限まで達しているのかなと、こう思いますけれどもね。

最後ですけれども、今回の地方税法の関係で改正された内容というのは、今回きょう出されている専決処分だけではないわけですよね。そのほかにも所得税の見直しがあって、基礎控除の振替やなんかもあったりとか、それから年金関係でも控除の上限が下げられたり、たばこ税の見直し等々いろいろあるんですが、地方税の電子化ということで、電子組織を導入した納税システムの構築という問題も出てきますね。こういった問題についての一つは関連する条例の改正というのはいつごろ。今度もし行うのかというのがあれば、それを教えてほしいということと、この電子システムの導入の関係についてもいつごろから行政側としてはスタートをすることになるのか、もしわかれば教えてください。

○議長（阿部幸夫君）　佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤　進君）　先ほど今野議員さんご質問の中で言われた今回提案させていただいたのが、４月１日から施行分ということで提案させていただきました。残りにつきましては、平成30年度の税制改正で期間につきましても平成30年の10月１日施行とか、平成31年の11月とか、平成32年のとかということで、ほかにも施行時期がばらばらなんですが、現在の財務課というか、町としては９月定例会、もしくは12月、10月１日のものについては９月定例会に出さなければらないんですが、その辺につきまして今作業を開始するようなことで進めているというようなことでございます。

あと、電子化の件で２問目でご質問があったわけなんですが、こちらも町の方向というか、そちらについては即答でどういう方向というのは、ちょっと大変申しわけないんですが、い

ろいろ調べたり、ほかの市町村の状況とか、そういうことも踏まえて、大変申しわけないんですが、検討しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君）　起立全員であります。よって、議案第32号専決処分の承認を求めることについては承認決定をいたしました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時20分としたいと思います。

午前１１時０５分　　休　憩

午前１１時２０分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開いたします。

日程第１１　議案第３３号　専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正）

○議長（阿部幸夫君）　日程第11、議案第33号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第33号松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年３月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年４月１日から施行を要するものについて専決処分したものであります。

改正内容につきましては、都市計画税の負担調整措置について、従来から固定資産税と同様の措置が講じられており、議案第32号松島町町税条例の一部を改正する条例の固定資産税における措置と同様に現行の土地の負担調整措置を平成32年度までの３年間延長したものであ

ります。また、地方税法の改正により、本条例において引用する地方税法の条項の追加や条項ずれに対応するためあわせて改正を行ったものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君）　起立全員です。よって、議案第33号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

日程第１２　議案第３４号　専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（阿部幸夫君）　日程第12、議案第34号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第34号松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年３月31日に公布されたことにより、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る限度額を58万円に改めたものであります。

さらに、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を５割軽減は27万5,000円に、２割軽減は50万円に改めたものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　それでは、説明を申し上げます。

条例に関する説明資料をお開き願います。

初めに、第２条第２項では、課税限度額は基礎課税額で４万円が引き上げられております。これにより基礎課税額は54万円から58万円となります。

なお、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額については変更はございません。

次の改正点です。

低所得者に対する国民健康保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向を踏まえ見直しが行われております。23条の第２項では現行の５割軽減の基準として基礎控除額33万円に加え、被保険者数に乗じる金額を27万円をしておりましたが、これを27万5,000円とし、同条第３号では２割軽減の基準として同様に49万円を50万円としております。

次に、第24条の２第２項では特例対象被保険者等に係る申告において、マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる字句の訂正でございます。

次のページをお開き願います。Ａ４の横版になります。

初めに、課税限度額超過世帯数です。左の下の表になります。

改正する基礎課税額分で15世帯を見込んでおります。

それから、次に軽減該当世帯数です。これにつきましては、右下の表になります。

５割軽減は８世帯増加、それから２割軽減の対象世帯は該当ないと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。８番今野章議員。

○８番（今野　章君）　８番今野です。

国保税の限度額を引き上げるというのが一つだと、こういうことになるわけです。この限度額は今もお話にありましたけれども、今回引き上げになりますと、基礎課税分、いわゆる医療給付の部分で58万円になると、後期高齢者医療支援分で19万円と介護納付金分で16万円で合わせて総限度額が93万円になると、こういうことになるわけです。10年前はどうだったかというふうにいいますと、10年前は基礎課税分で47万円、後期高齢者支援分で12万円、介護納付金分で９万円で合計68万円ですから、この10年間で限度額が25万円上昇したと、こういうことになりますね。ちょっとした所得の人だったら１カ月分の給料分ぐらいですね。値上がりしてしまったと。しかし、実際には我々の収入というのはそんなにふえたりしているわけではなくて、国保加入者の場合はとりわけ年金加入者が半数以上占めていますから、そういう意味ではふえたというよりは減収している人が多いのではないかと、こういうふうに思

っています。そこでお伺いをしますが、いただきました資料の限度額の超過世帯数ですね。限度額58万円に引き上げた場合、平成30年１月末現在の見込み数ということで基礎課税部分で15世帯、後期高齢者支援金課税額で19世帯、介護納付金課税額で11世帯というふうになっているんですが、実質は何世帯になるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　現行では基礎課税額分で17世帯、それから後期分と介護分につきましては、今回改正がなかったものですから、同じく後期については19、介護については11ということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　ちょっと今聞いたのは、実質の世帯数。平成31年１月末現在でそれぞれ課税ごとに15、19、11世帯ありますと言っているんですが、ダブっているわけでしょう。実際の数は何世帯になりますかということなんですが、それはわかりますか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　22世帯です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　今お答えいただいたんだと思うんですが、多分限度額が54万円だったということで据え置いた場合のそれぞれの世帯数は何世帯になるかと、これが多分17世帯、19世帯、11世帯ということなのか、それでよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　そのとおりでございます。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。

それで、それぞれ限度額を超える世帯があるわけなんですが、その限度額を54万円に据え置いた場合と58万円に引き上げた場合、それぞれ負担が、それぞれといいますか、58万に引き上げれば負担増ということになるのでありますが、その負担増となる、いわゆる影響額は幾らぐらいとなるのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　引き上げ額が４万円になりますので、今回15世帯ということで60万円となります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　それから、限度額を計算して、それを超えて切り捨てている税額というのがあるかと思うんですが、それはどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　まず、基礎課税額なんですけれども、現行ですと367万3,437円、それから改正の58万円になりますと308万5,164円という形になります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　これは今年度といいますか、昨年度ですね。平成29年度ではどれぐらいあったかわかります。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　５月31日ということで集計しているんですけれども、超過額については結局のところ20世帯で620万7,465円となります。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　わかりました。

そうすると、昨年度の実績で見て、限度額を超えて切り捨てられたのが昨年は約620万円ぐらいあって、今年度は367万円ぐらいだと、こういうことになるかと思うんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　先ほどの５月31日につきましては、超過額は実績になります。

それから、前段で申し上げました数字については、１月末現在でのシミュレーションになりますので、ちょっとその辺のシミュレーションが違うということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　そうですね。ことしは広域化もやって、保険料の見直しもしているので、若干違いは出てくるかなというふうに思います。全体として保険料下がっていると、こういうことになっていますから、違いも出てくると思うのでありますが、はい、わかりました。

それで、もう一つ、軽減判定のほうなんですが、こちらのほうは５割軽減だけで８世帯の軽減ということになるんですが、そこで軽減される額というのは幾らぐらいになるのか教えてください。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　５割軽減の影響額については、試算では33万1,000円ということでございます。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　国保税を上げる、あるいは限度額を引き上げると、これはなぜ行うのかということがあると思うんですが、当然これは国保会計の給付額を確保するために保険税率を上げたり、限度額を上げたりして対応すると、こういうことになるんだと思うんですが、先ほどもお話したように平成30年度からは国保税の国保の運営の広域化というのがあって、本町においては平均すると１万40円ですかね、引き下げですよと、こういうことになっているわけですね。既に財調を取り崩してそういう対応を今後３年間はしますよというふうに言っているわけですよね。そういうふうになっているわけ。にもかかわらず、限度額を引き上げなければならないのかと、限度額を引き上げなくてもこれで行きますよというのが既に３月の議会で我々は示されているわけですよね。本来はね。ですから、限度額を引き上げなければならない理由というのは何なのかと、国のほうから国保の施行令で上限額がここまで上げてもいいですよということで示されたから上げるのか、その辺についてはどんなふうにお考えになっているんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　ご質問にお答えいたします。

国保税に係る国民負担に関する公平性の確保ということで、国保税の課税限度額の上限の引き上げについては、負担能力に応じた国保税負担を求める方針が国のほうで出しております。今回は地方税法施行令の改正によりまして国保税の課税限度額の見直しを行うもので、あわせまして低所得者に対する保険税軽減判定所得の算定方式の見直しを行っております。

課税限度額の見直しにつきましては、昨今の医療費の増高、こうした中、最高限度額を抑えるということは中・低所得者層に負担を強いることも考えられますことから、最高限度額は法に定める額のとおり規定するのが望ましいという判断で今回改正を行った次第でございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　それは立派な答弁だと思うんですが、もう既に３月にこれから３年間はこれでやっていきますよというのを出しているわけでしょう。我が町ではね。それはこの医療給付の部分での基礎課税の部分での限度額は据え置いた状態で計算しているわけでしょう。だとすると、上げる必要性は全くないのではないかと、別に施行令は必ず従わなくちゃいけないというものじゃないでしょう。その町の裁量でやっても構いませんよと、こういうことになっているわけですから、そうしますと、既に保険料を決めているにもかかわらず改めて上げる必要性はなかったというふうに私は思うんですよ。国から言われれば何でもするというのはいかにも自主性がないんですよ。もう10年も15年も前から地方分権だといって、自分の頭で考えて歩きなさいと、こう言われているわけなんだから、私はそういう意味ではこういう値上げというのはやるべきでないと思うんですがいかがですか。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　同じ答弁になるんですけれども、やはり昨今の医療費の増高、それから、ということで最高限度額を抑えるということは中・低所得者層にも負担を強いることも考えられますから、最高限度額については法の定める規定ということが望ましいということで判断させていただきました。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　今野章議員。

○８番（今野　章君）　負担感の公平さということで、限度額を引き上げておかないといわゆる中間層のところで負担感が大きくなると、だから引き上げるんですよということでしょう。言ってみればね。だけど逆もある、考え方としてね、限度額を上げておけば保険税率が上げやすいということにもつながるんじゃないですか。私はそんなふうにも思うんですね。保険税率、限度額が下がっていれば、保険税率は上げられないでしょう。それこそ中間層の負担感が増しますから。そうすると、限度額は上げておけば保険税率は上げやすくなっていくという、こういうことになるのではないかと思うんですね。何回言っても多分同じだと思うからこれ以上は聞きませんけれども、私はそういうことだと思うんですよ。そういう意味で国がこうしたからというのではなくて、しっかり自分の頭で考えて歩くという姿勢が大事でないかと思うんですよ。町長いかがですか。

○議長（阿部幸夫君）　櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　今野議員のお話、先ほどから聞いておりましたけれども、これらについ

ては、５月に宮城県の町村会の中におかれましてもこの報告がありまして、県内各町村これでいこうということで決まりましたので、よろしくどうぞご配慮願います。

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対者の発言を許します。今野章議員。

○８番（今野　章君）　８番今野でございます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、基礎課税分である医療給付分を54万円から58万円に４万円引き上げる内容であります。後期高齢者医療支援分19万円と介護納付分16万円は現状維持ということになりますが、合計限度額は89万円から93万円になります。国保税の限度額はこの間、毎年のように引き上げられてきた経緯があります。そのため10年前の平成20年度の限度額は68万円でありましたが、今回は93万円と10年前に比較して25万円の限度額が上昇をしております。限度額の引き上げは国保税の引き上げに通ずるものがあると考えるものであり、限度額の引き上げには反対であります。

また、今回の限度額引き上げで影響を受ける額は60万円ということで、負担増となるわけであります。その一方で軽減判定の見直しでは基礎控除額が５割軽減で5,000円、２割軽減で１万円の拡大となりますが、本町の見通しでは５割軽減で８世帯が対象となるだけでその影響額は33万円ということだったかと思いますが、差し引きでしますと27万円の負担増ということになって、結局は加入者の負担増につながっているということだと思います。収入も年金も減るばかりで、物価は上がる状況があります。国保税は高すぎるという声があるのに限度額はこの10年間で25万円も上昇と、軽減措置はわずかばかりということではとても納得できるものではありません。今年度から国保運営の広域化になることを踏まえ、本町での国保税の見直しが行われ、財政調整基金の取り崩しで全体として負担軽減が図られたばかりであり、国保法施行令の改定に沿って限度額を必ず引き上げなければならないものでもありません。これ以上の国保税負担増や負担増に道を開く条例改正には賛成することはできないということを申し上げて反対の討論といたします。

○議長（阿部幸夫君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。７番澁谷秀夫議員。

○７番（澁谷秀夫君）　７番澁谷でございます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年３月31日に公布されたことにより一部改正を行うものでございます。町といたしましても、この件につきましては慎重に

検討され、専決処分を行ったものと考え、承認すべきものといたします。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　他に討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君）　起立多数であります。よって、議案第34号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

日程第１３　議案第３５号　松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君）　日程第13、議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第35号松島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田　雄君）　それでは、条例に関する説明資料をお開き願います。

初めに、第10条第３項第４号で学校教育法の規定により幼稚園、小学校を初めとする教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の資格要件としているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、教育職員免許法第４条に規定する免許状を有する者に改正しております。

次に、同条同項第10号でございます。

５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを加えております。現在、高等学校等を卒業していない者については放課後児童支援員となる研修を

受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員にはなれません。今回児童の生活及び遊びの場を提供する上で、優秀な人材を広く放課後支援員に登用するため、この条項を新設したものでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩してください。

午前１１時４９分　　休　憩

午前１１時５０分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　再開をいたします。

ここで議事運営上、休憩に入ります。再開を13時といたします。

午前１１時５０分　　休　憩

午後　１時００分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開します。

日程第１４　議案第３６号　平成３０年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君）　日程第14、議案第36号平成30年度松島町一般会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第36号平成30年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、６ページをお開き願います。

２款総務費１項８目企画費につきましては、平成30年３月28日に自治総合センターコミュニティ助成事業助成金が交付決定したことに伴い、松島五大堂太鼓の会が実施する活動備品整備への支援としてコミュニティ助成事業補助金を補正するものであります。

７ページの５項２目指定統計費につきましては、平成30年４月６日付、工業統計調査市町村交付金及び平成30年４月25日付経済センサス基礎調査市町村交付金の交付決定通知に伴い、調査経費について補正するものであります。

８ページをお開き願います。

３款民生費１項１目社会福祉総務費の貸付金につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係既定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が平成30年４月１日に施行されたことに伴い、災害援護資金貸付金の申し込み期限が平成31年３月31日まで延長されたため補正するものであります。

５目介護保険対策費につきましては、４月の人事異動に伴う人件費分について、介護保険特別会計繰出金を減額するものであります。

10ページをお開き願います。

７款商工費１項３目観光費につきましては、平成30年６月22日にとり行われる「国宝瑞巌寺落慶祝前夜祭」の演目の一つであるブルーインパルスジュニアに係る運搬及び安全対策等の経費について補正するものであります。

11ページの８款土木費２項３目道路新設改良費の委託料につきましては、仙石線第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修事業に関しまして、ＪＲ東日本と事業内容及び事業期間の協議が調いましたので、減額補正するものあります。

工事請負費につきましては、富山避難路整備事業に関する東日本大震災復興交付金の漁業集落復興効果促進事業に係る使途協議が調いましたので、補正するものであります。

12ページをお開き願います。

５項２目公共下水道費につきましては、４月の人事異動等に伴う人件費分について、下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。

14ページをお開き願います。

11款災害復旧費２項１目公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災の復旧・復興に当たる職員不足を解消するため、関係自治体に対して職員派遣をお願いしておりましたが、宮城県任期付職員が１名減となりましたので、災害派遣職員経費について補正するものであります。なお、今年度における災害派遣職員数は、一般会計及び下水道事業特別会計で８名となり、大垣市及び滑川町から各１名、宮城県任期付職員が１名、神奈川県任期付職員が５名となります。

歳入につきましては、３ページをお開き願います。

11款地方交付税１項１目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、歳出でご説明しました仙石線第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修事業及び富山避難路整備事業並びに災害派遣職員経費に対するものであります。

16款県支出金３項１目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました統計調査に係る経費に対するものであります。

19款繰入金２項４目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました仙石線第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修事業及び富山避難路整備事業に対するものであります。

４ページをお開き願います。

21款諸収入５項２目雑入につきましては、歳出でご説明いたしましたコミュニティ助成事業補助金に対する自治総合センターコミュニティ助成事業助成金を補正するものであります。

22款町債１項６目民生債につきましては、歳出でご説明しました災害援護資金貸付金に対するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、仙石線第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修事業について、工事期間が平成31年度までの２カ年を有することから債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君）　それでは、説明させていただきます。

補正予算事項別明細書６ページ、主要事業説明資料１ページをお開き願います。

２款１項８目企画費、コミュニティ助成事業補助金の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業を財源としまして、松島五大堂太鼓の会に対して備品購入費の助成を行うものでございます。

自治総合センターでは、宝くじの社会貢献、広報事業として地域文化への支援や地域の国際化の推進、活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域コミュニティ活動の充実強化や地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としております。

現在、松島五大堂太鼓の会の会員数は32名となっており、会にて所有している太鼓は11台と会員数に対して不足している状況であり、文化観光交流館所有の太鼓11台と合わせても合計

で22台となりますが、それでも10台が不足している状況でございます。

昨年度の主な活動といたしましては、石田沢防災センターの開所式や松島流灯会海の盆のほか、全日本実業団女子駅伝2017では全国放送の中、オープニングを飾っております。これらの活動が認められ、助成金交付要綱で定められております上限額の250万円で助成金が決定したことから今回予算の補正を行うものでございます。

続きまして、主要事業説明資料をごらん願います。

事業概要について説明いたします。

購入予定の備品は、長胴太鼓４台及び長胴太鼓用Ｔ型台４台、附締太鼓４台、附締太鼓用の立ち台が４台、鉄筒１台となっております。

次ページに形状、大きさがわかる資料を添付させていただいております。

財源といたしましては、補正予算事項別明細書歳入４ページをお開き願います。

21款５項２目雑入、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金250万円となっております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　それでは、事項別明細書11ページ、主要事業説明資料２ページになります。

８款２項３目町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備事業による仙石線第２磯崎踏切拡幅につきまして、ＪＲ東日本と事業内容及び事業期間の協議が調いましたので、今年度事業費分を残し減額補正を行うものであります。

踏切拡幅につきましては、ＪＲ東日本に工事委託を行いますが、全体工事工程といたしましては、平成30年７月から平成31年９月まで、拡幅部分に係る踏切仙台側の水路改修を行い、水路改修完了後に踏切本体の拡幅に着手し、平成32年３月に完了する予定であります。ＪＲ東日本との協定は、水路改修工事と踏切拡幅工事に分けて協定を行うものであり、平成30年度で水路改修工事の協定、平成31年度で踏切拡幅工事の協定を行う計画です。

本年度は、議案第40号で上程しております水路改修工事の協定を行いますが、協定の工期が次年度９月となりますので、債務負担行為の設定を行い実施するものであります。

事業概要の①事業内容の（１）委託料でありますけれども、仙石線第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事委託料の全体協定額は、１億564万2,880円であります。平成30年度分を残しま

して当初予算１億5,000万円より9,630万円の減額を行うものです。

②になりますけれども、債務負担行為の設定でありますが、平成31年度分といたしまして6,000万円を計上しております。財源内訳でありますが、財源表中のその他につきましては東日本大震災復興交付金、一般財団につきましては震災復興特別交付税の交付対象となっております。

続きまして、次ページ、主要事業説明資料３ページになります。

８款２項３目富山避難路の補正につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、富山観音から観光客を三浦避難所へ避難させるため、避難路の整備を行うものであります。事業につきましては、東日本大震災復興交付金の漁業集落防災機能強化事業、これはさきに行われました漁業集落のかさ上げ事業ですが、この事業の効果促進費として国より一括配分を受けております漁業集落効果促進事業で実施するものであります。平成25年度より測量設計を行っておりまして、復興庁との協議が調い、今年度工事着手可能となりましたので、工事請負費１億5,000万円を補正するものです。

工事概要でありますが、避難路整備工事、延長Ｌイコール610メートル、県道利用区間といたしましてアスファルト舗装がある区間280メートルでは起点部の町道三浦線側に駐車場整備を行い、避難誘導灯の設置を行います。山岳歩道区間330メートルにつきましては、階段工と避難誘導灯の設置を行います。

財源でありますが、財源表中のその他につきましては東日本大震災復興交付金、一般財源につきましては震災復興特別交付税の交付対象となっております。

Ａ３判の資料１ページ目をお開きください。

位置図であります。整備箇所につきましては、町道富山線であり、富山観音の表参道であります。起点部は町道三浦線、終点部は富山の大仰寺前であります。起点より280メートル区間につきましては現道を利用しながら整備を行いますが、山間部330メートル区間につきましては階段及びスロープを新設して歩道整備を行うものです。

資料の２ページ目をお開きください。

山岳歩道区間の計画であります。

上段の平面図では図面左が町道三浦線、図面右が富山側となっておりまして、左から右に階段を上っていく形となります。歩道の新設は階段工区間と勾配が緩い区間はスロープを設置する区間があります。

下段の階段工断面図ありますが、歩道幅につきましては有効幅員で2.0メートル、富山方面

に向かいまして左側に側溝、右側に手すりを設置します。

左下の縦断面図でありますが、階段１段の高さは15センチメートル、踏みかけ幅は40センチメートルから75センチメートルであります。

また、避難路でありますので、誘導灯の設置も行います。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１５　議案第３７号　平成３０年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君）　日程第15、議案第37号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第37号平成30年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１６　議案第３８号　平成３０年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君）　日程第16、議案第38号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第38号平成30年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費について補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１７　議案第３９号　平成３０年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君）　日程第17、議案第39号平成30年度松島町水道事業会計補正予算（第１号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第39号平成30年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、４月の職員の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正等に伴う人件費について補正するものであります。

これにより水道事業費用の総額を５億7,483万3,000円、資本的支出の総額を５億2,653万6,000円とし、資本的収支不足額の補塡財源を減債積立金取り崩し額1,857万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,531万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,864万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１８　議案第４０号　工事委託に関する協定の締結について（提案説明）【仙高城町・手樽間第２磯崎踏切拡幅工事に伴う水路改修工事】

○議長（阿部幸夫君）　日程第18、議案第40号工事委託に関する協定の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第40号工事委託に関する協定の締結について、提案理由を申し上げます。

今回の工事委託に関する協定の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備に係る仙石線高城町・手樽間第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修工事を東日本旅客鉄道株式会社仙台支社と工事委託協定を締結するものであり、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　それでは、仙石線高城町・手樽間第２磯崎踏切拡幅に伴う水路改修委託に関する協定の締結につきまして説明をいたします。

第２磯崎踏切につきましては、高城町駅から石巻側に約200メートルの地点にある白萩団地入り口のところにある踏切であります。

資料の１ページ目をお開きください。

第２磯崎踏切拡幅の全体工程であります。

第２磯崎踏切拡幅につきましては、現在の踏切を仙台側に拡幅するものでありますが、拡幅部分に水路がありますので、水路改修を行い踏切拡幅を行うものであります。

行程表につきましては、踏切拡幅の全体工程でありますが、上の青色部分が水路改修工事でありまして、工期といたしましては平成31年９月となっております。

下段の黄色い部分が踏切拡幅工事となっておりまして、工期につきましては平成32年３月を予定しております。

また、一番下の赤色ですが、踏切通行どめの期間であり平成31年９月から平成32年１月まで通行どめを予定しております。

補正でも説明させていただきましたが、ＪＲ東日本との協定につきましては、水路改修工事委託と踏切拡幅工事委託に分けて協定締結を行うものですが、今回協定につきましては、青色の水路改修工事委託であります。

資料の２ページ目をお開きください。

踏切拡幅の計画概要であります。踏切につきましては、白萩団地入り口のところにある踏切ですが、図面左が高城町駅方面、図面右が美映の丘方面、図面上が高城方面、図面下が磯崎方面となっております。

踏切の拡幅につきましては、現況幅が5.0メートルの踏切を車道６メートル、歩道3.3メートル、合計で9.3メートルの踏切に拡幅を行います。仙台側に拡幅を行いますが、赤で着色している箇所が今回協定分の水路改修箇所であります。

右下の断面図をごらんください。

水路につきましては、現在土水路となっており、線路については水路に橋がかかっている状況となっております。水路改修につきましては、雨水管を設置し、土水路を埋め戻すもので

ありますが、線路の外側にH鋼ぐいを８本打ちまして、鉄筋コンクリート板で基礎をつくります。その上に600ミリの雨水管の設置を行い、埋め戻しを行うものです。また、この箇所につきましては、水道管、汚水管もありますので、こちらの移設も同時に行うものです。最終的に線路の橋桁を撤去しまして完了となります。

図面にはありませんが、ＪＲの電力柱も支障となりますので、移設関係も行ってまいります。

協定金額は１億564万2,880円、平成30年度分が5,362万560円、平成31年度分が5,202万2,320円であります。協定の相手方につきましては東日本旅客鉄道株式会社仙台支社、工期につきましては平成31年９月末であります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１９　議案第４１号　工事請負契約の締結について（提案説明）【町道根廻・磯崎線高城こ線橋桁製作工事】

○議長（阿部幸夫君）　日程第19、議案第41号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第41号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業の避難道路整備に係る町道根廻・磯崎線高城跨線橋桁製作工事に関するものであり、去る５月17日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、橋桁の製作工及び運搬工であり、工期は平成31年３月29日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君）　それでは、町道根廻・磯崎線高城跨線橋桁製作工事の契約につきまして説明いたします。

資料１ページ目の位置図をお開き願います。

町道根廻・磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ町道であります。

図面の上が起点側の根廻地区、図面の下が終点側の磯崎地区であります。

復興交付金事業で実施しております磯崎側につきましては、美映の丘より県道奥松島松島公園線までありますが、今回の工事個所としましては赤丸箇所のＪＲ仙石線交差箇所、こちらの跨線橋の桁であります。

資料の２ページ目をお開きください。

跨線橋につきましては、現在ＪＲ東日本に橋梁本体部分の工事を委託しておりますが、委託協定の中で橋桁製作及び現場までの運搬は含まれておりませんので、今回町発注工事により実施するものであります。

橋梁の全体延長につきましては23.83メートル、桁長につきましては23.7メートルであります。

左上の平面図でありますが、図面左側が美映の丘、図面右側が県道となっております。ＪＲ仙石線につきましては、図面上が石巻側、図面下が仙台側のトンネル入り口となっております。左下の側面図でありますが、ＪＲ委託箇所につきましてはグレーに着色しております両脇の橋台部分及び上部工の側壁、橋桁をかける作業であります。赤色に着色している箇所が今回契約部分の橋桁であり、製作及び運搬のみとなっております。

右下の上部工標準断面図でありますが、幅員につきましては17メートルであります。赤で着色しておりますが、今回契約部分の橋桁につきましては箱型の橋桁23本であります。

右上工事概要です。

橋梁上部工、ＰＣ単純中空床版橋桁製作工、桁長Ｌイコール23.7メートル、本数Ｎイコール23本、桁運搬工一式であります。

資料の３ページ目をお開きください。

入札結果であります。

入札方法は条件つき一般競争入札を行ったものであり、公募したところ４者から申し込みがあり、入札前に１者辞退がありました。３者で入札を行った結果、第１回目の入札において予定価格に達し、日本高圧コンクリート株式会社ＰＣ事業部東北支社を請負契約予定者としたものであります。落札額につきましては税抜き4,800万円であり、契約金額につきましては消費税が入りまして5,184万円であります。また、仮契約につきましては５月22日付で締結しております。

工期につきましては、平成31年３月29日でありますが、実際の橋桁搬入時期につきましては12月上旬から１月下旬を予定し、ＪＲと調整を進めていくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第２０　議案第４２号　物品売買契約の締結について（提案説明）【防災行政無線戸別受信機等備品購入】

○議長（阿部幸夫君）　日程第20、議案第42号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第42号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回購入する防災行政無線戸別受信機等備品につきましては、災害時に迅速かつ正確に情報を伝達するため、地域の取りまとめ役である行政員等に対する配備用として50台、防災行政無線難聴区域住民用として100台購入するものであり、去る５月17日に入札に付し、議案のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君）　それでは、議案第42号物品売買の契約について説明させていただきます。

防災行政無線戸別受信機等備品購入についてと記載された資料をお開き願います。

今回購入する戸別受信機は、下に実物の写真がございますが、こちらの受信機150台を購入するものです。

また、今回戸別受信機と合わせて電波が入りにくい場所となった場合に利用するダイポールアンテナ50セットを購入するものです。

内訳としましては、平成28年度から行政区長や行政員、消防団の幹部に３カ年計画で無償貸与を進めていた分50台と新たに屋外拡声子局の難聴区域に対しまして３カ年計画で無償貸与を進めるため、ことしはその初年度といたしまして100台を購入し、合わせて150台を購入す

るものです。

難聴区域につきましては、住宅の集積区域から外れた場所に多くありますが、その中でも河川浸水想定区域や土砂災害危険区域などの災害の発生が高い地域の高齢者の方がいる世帯や避難行動要支援者の方の世帯などから貸与を予定しており、災害時の迅速な避難行動につなげてまいりたいと考えております。

次のページをごらんください。

入札結果でありますが、入札方法につきましては条件つき一般競争入札を行ったものであります。公募したところ１者からの申し込みがあり、入札を行った結果、第１回目の入札におきまして予定価格に達し、扶桑電通株式会社東北支店を請負予定者としたものでございます。

契約額につきましては、消費税を含めまして723万6,000円となっております。

仮契約につきましては、５月23日に締結しております。

なお、納期につきましては、平成31年１月31日となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで議事運営上、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の皆様は自席でお待ちください。

午後１時３４分　　休　憩

午後１時３５分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開します。

日程第２１　議案第４３号　松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君）　日程第21、議案第43号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第43号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

内海俊行教育長の任期が平成30年６月26日をもって満了するため、次期教育長として内海俊行氏を任命したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

内海俊行氏の経歴につきましては資料にも記載しておりますが、昭和57年から長年にわたり小学校を教諭として奉職され、大和町教育委員会社会教育主事、岩沼市教育委員会学校教育課長など、市町村、教育行政の経験も豊富な方であります。平成29年３月に松島町立松島第一小学校校長を最後に退職され、同年４月から松島町教育委員会教育長に就任されております。

人格高潔で松島町教育委員会教育長といたしまして教育行政に非常に熱心に取り組んでおり、教育行政はもとより町行政全般にわたり誠意を持って取り組む姿勢は、松島町教育委員会教育長として教育行政を推進するに当たり適任と考え提案するものであります。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項の規定に基づき、平成30年６月27日から平成33年６月26日までの３年であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

これより議案第43号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君）　ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則規定により、６番片山正弘議員、７番澁谷秀夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

６番片山正弘議員、７番澁谷秀夫議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票お願いします。

〔開　票〕

○議長（阿部幸夫君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君）　報告します。

投票総数　　１３票

有効投票　　１３票

無効投票　　０票

可、賛成票　　１３票

否、反対票　　０票です。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第43号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君）　ここで議事運営上、暫時休憩としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の皆様は自席でお待ちください。

午後１時４８分　　休　憩

午後１時４８分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開いたします。

日程第２２　議案第４４号　松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君）　日程第22、議案第44号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第44号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現委員の安部新也氏が平成30年６月20日をもって満了となりますので、再度安部新也氏を選任することについて地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

これより議案第44号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君）　ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則規定により、８番今野章議員、９番太齋雅一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（「あの、済みません、いいですか、だめですか」「だめです」の声あり）

傍聴者に申し上げます。発言は控えるようお願いします。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

局長。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

８番今野章議員、９番太齋雅一議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開　票〕

○議長（阿部幸夫君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１３票

有効投票　　１３票

無効投票　　０票

有効投票中、可とするもの　　１３票

否とするもの　　０票です。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第44号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決定をいたしました。

続けて同様の投票採決のため議場の閉鎖をしたまま進行したいと思います。

日程第２３　議案第４５号　松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君）　日程第23、議案第45号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　議案第45号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の大山堯氏が平成30年６月20日をもって任期満了となりますので、新たに尾形正行氏を選任することについて地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

尾形正行氏は宮城県古川高等学校を卒業後、宮城県に奉職され、塩釜県税事務所総括担当次長、仙台中央県税事務所課税部副参事兼総括担当次長、仙台南県税事務所所長等を歴任し、平成24年３月に定年退職され、現在は一般社団法人宮城県猟友会で理事兼事務局長をされております。

清廉潔白な人柄であり、宮城県での豊富な行政経験は固定資産評価審査委員会委員として、その職責を担うにふさわしい方であります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君）　議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

これより議案第45号の採決を行います。

採決の方法につきましては、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。

○議長（阿部幸夫君）　ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則規定により、10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君）　異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

局長。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君）　投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員、開票立ち会いをお願いいたします。

開票してください。

〔開　票〕

○議長（阿部幸夫君）　開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君）　報告いたします。

投票総数　　１３票

有効投票　　１３票

無効投票　　０票

有効投票中、可とするもの　　１３票

否とするもの　　０票。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第45号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君）　ここで休憩に入りたいと思います。再開を２時25分といたします。

午後２時１０分　　休　憩

午後２時２５分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開します。

日程第２４　諮問第１号から日程第２８　諮問第５号

○議長（阿部幸夫君）　お諮りいたします。日程第24、諮問第１号から日程第28、諮問第５号までは松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについての諮問であり、関連がございますので、一括して諮問の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしの声があり異議なしと認めます。

日程第24、諮問第１号から日程第28、諮問第５号までを一括議題といたします。

諮問の朗読を省略し、諮問の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君）　諮問第１号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについて。

今回の委員の人選につきましては、前回同様に条例の趣旨に沿い、公正中立の立場で客観的に入札及び契約事務手続の審査等を適切に遂行できる学識経験者を充てることとし、宮城県等の委員構成を参考にいたしまして、弁護士、大学教授、公認会計士、行政経験者の５名をして議会のご意見をいただくものであります。

諮問第１号の赤石雅英氏は、塩竈市において公認会計士として会計事務所を主宰しております。また、松島町入札監視委員会第１期目から委員を務めております。

諮問第２号の泉田成美氏は、現在東北大学大学院教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第１期目から委員を務めております。

諮問第３号の武田三弘氏は、現在東北学院大学教授の職にあります。また、松島町入札監視委員会第２期目から委員を務めております。

諮問第４号の梶塚善弘氏は、松島町在住の元宮城県職員であります。また、松島町入札監視委員会第５期目から委員を務めております。

諮問第５号の小川真儀氏は、仙台弁護士会より推選され、石巻市において弁護士として法律事務所を主宰しております。また、松島町の都市計画審議会と景観審議会の委員を務めております。

以上の５名を松島町の入札監視委員会委員に選任したいので、松島町入札監視委員会設置条

例第３条第１項に基づき議会の意見を求めるものであります。以上であります。

○議長（阿部幸夫君）　諮問第１号から諮問第５号までの諮問の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。４番赤間幸夫議員。

○４番（赤間幸夫君）　１点ですが、世の中いろいろな委員会設置に関して女性の委員さんの比率が見てとれるわけなんですが、当松島においては今後ですけれども、そういった委員会における女性委員さんの割合とか、そういったものの想定というのは入っていないんでしょうか。あるいはこういったものを提案するに当たって、あらかじめ内部でお話等はしていないんでしょうか。その辺ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（阿部幸夫君）　熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君）　たしかに今言われたように、この委員会も今回男性ばかりですけれども、いろいろな委員会の中で女性の登用というのが、前段にここまで来る間にいろいろとお話はさせていただいたのは事実であります。ただ、今回は弁護士会とかいろいろなところに大学とかに行ってお願いしているところありまして、今回は女性のメンバーという形にはならなかったと、ただ、他の委員会についてはいろいろと内部では検討しているということであります。以上です。

○議長（阿部幸夫君）　よろしいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ここで、諮問に対する意見調整を行いたいと思いますので、暫時休憩といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

傍聴される皆様に申し上げます。諮問に係る意見調整のため暫時休憩をいたします。

議員の皆様は、控室にご移動願います。

午後２時３０分　　休　憩

午後２時３３分　　再　開

○議長（阿部幸夫君）　会議を再開いたします。

初めに、諮問第１号につきましてお諮りいたします。

諮問第１号につきましては、適任と答申したいと思います。このことに異議はございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第１号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることにつきましては適任と答申することに決定いたしました。

○議長（阿部幸夫君）　次に、諮問第２号についてお諮りします。

諮問第２号につきましては、適任と答申したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第２号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第３号についてお諮りいたします。

諮問第３号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第３号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第４号についてお諮りいたします。

諮問第４号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第４号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第５号についてお諮りいたします。

諮問第５号につきましては、適任と答申したいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君）　異議なしと認めます。

よって、諮問第５号松島町入札監視委員会委員の選任につき意見を求めることについては適任と答申することに決定をしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、11日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後２時３８分　　散　会